愛知県環境影響評価審査会　会議録

1　日時　2026 年（令和８年）７月 31 日（金）午後１時 30 分から午後３時まで

2　場所　愛知県庁本庁舎　６階　正庁

3　議事
（１）尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について
（２）環境影響評価指針の一部改正について

4　出席者
（１）委員
佐野委員、塚田委員
【オンライン出席】
中山会長、阿部委員、市野委員、伊藤委員、鵜飼委員、長田委員、小野委員、神谷委員、北村委員、庄子委員、龍田委員、楢﨑委員、廣岡委員、丸山委員、渡邊委員
（以上 17 名）

（２）事務局
環境局：
木和田局長、大谷技監
環境局環境政策部環境活動推進課：
西川課長、國立課長補佐、佐藤主査、西森主査、林主査、大島主任
（以上８名）

（３）事業者等
６名

5　傍聴人
２名

6　会議内容
（１）開会
・　会議録の署名について、中山会長が長田委員と佐野委員を指名した。

（２）議事
ア　尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について
・　尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について、別紙１のとおり諮問を受けた。
・　資料１について、事務局から説明があった。
・　資料１の一部に希少な動物の位置情報が含まれていることから、中山会長が会議の非公開について委員に諮り、当該部分の審議に限り、会議を非公開とすることとした。

＜質疑応答＞

【庄子委員】２点確認させていただきたい。１点目は、文献調査で夜行性の鳥類の重要種が確認されているが、夜行性の鳥類が把握できるような手法が方法書に記載されていないことについて、説明していただきたい。

【事 業 者】夜間工事の予定がないことと供用後の夜間の騒音が現状の施設の稼働と変わらないことから、夜行性の鳥類を詳細に調査するという計画を立てていない。

【庄子委員】完全に理解できていない部分があるので教えていただきたいが、建設用地は、既存の施設ということか。併設するような、新規で施設を建てると理解していたが、そうではないということか。

【事 業 者】造成工事を伴い改変の程度はあるが、既存施設が稼働しているところのすぐ隣で工事を行うことになる。

【庄子委員】すぐ隣であって、そこに既に施設があるわけではないということで良いか。

【事 業 者】現在、建設予定地のすぐ南側で工場が稼働しているという状況であり、また、資源回収ストックヤードというものが毎朝稼働しており、そこからも音が出ている状況となっている。

【庄子委員】影響を受ける夜行性の鳥類が生息していないということか。

【事 業 者】現状と変わらないと考えている。環境アセスメントなので、事業による影響が新しく及ぶということであれば、詳細化して調査を行うが、現状として工場からの騒音があり、また、資源回収ストックヤードからの騒音が毎朝ある。

【庄子委員】事業が増えることによる影響の累積を考慮しても、本当に同じ前提で進めていいのかを教えていただきたい。それが本当に正しいと言えるのはどういう根拠か。一方で昼行性の鳥類は調査することとなっている。夜間の騒音が発生しない、近くに既に同じような建物があるから夜行性の鳥類の調査を実施しないという理由が分からない。

【事 業 者】木が生えてないところに新しい施設を作るという計画なので、基本的にはインパクトは大きくないと思っている。ただ、昼間の鳥類のみ調査を行い夜間のフクロウ類などの調査を実施しないのかということについて、もう一度現状を確認しながら、必要に応じて補足で調査を行いたい。

【庄子委員】先ほどの説明だとそもそも昼行性の鳥類も調査する必要がないのではないかと思ってしまう。夜行性の鳥類は、夜間に活動するから昼間にいないというわけではないので、夜行性の鳥類の調査の実施についてご検討いただきたい。

もう１点だが、調査範囲について、猛禽類は１㎞、それ以外は 200m に設定されている。専門家の意見にもあったとおり、愛知池は様々な鳥類が利用しているということなので、一律に調査範囲を決めるのではなく、必要があれば調査範囲を拡大することをご検討いただきたい。これはコメントである。

【塚田委員】278 ページの昆虫の調査方法について教えていただきたい。任意採集法、ベイトトラップ法、ライトトラップ法とあるが、それぞれ簡易な表現で、

もう少し細かく説明することができると思う。例えば、ベイトトラップ法は、ターゲットが何でどのような餌を使うのか教えていただきたい。

【事 業 者】ベイトトラップ法のターゲットと細かい手法について、基本的には糖蜜性のベイトを用いて、歩行性の甲虫類の捕獲を目的として実施したいと考えている。

【塚田委員】糖蜜を使うことを選定した理由は何か。地表性の昆虫ではないということか。背景を詳しく教えていただきたい。

【事 業 者】ベイトトラップは、地上徘徊性の昆虫類の捕獲を目的として実施するものである。ゴミムシ類や歩行性の飛べない昆虫類の中の重要な種をターゲットとして、捕獲する手法として採用したものである。

【塚田委員】地上徘徊性の昆虫をターゲットにして糖蜜を使うということか。

【事 業 者】糖蜜のほかに腐肉類を使ったり、ベイトトラップのコップのうちの半々で餌の種類を変えるなど、なるべく多くの地上徘徊性昆虫類を捕獲できるように、調査手法について現在検討しているところである。

【塚田委員】ターゲットによって調査手法が変わってくると思う。また、地表徘徊性であれば、必ずしもベイトはいらない。この事業に限った話ではないが、方法書のほとんどが配慮書のままである。要するに、調査、予測及び評価の手法が 233 ページ以降にしか記載されていない。方法に関することの記載が少なく具体的でないのでコメントしにくい。

現地のことのイメージができないが、例えば湿地みたいなところはないのか。

【事 業 者】対象事業実施区域の東側が谷部になっており、そこに排水路が通っている。下が粘土層なので、大雨が降った時に上に水溜まりができる状況である。現状では湿地性の種が生えているところは確認できていない。また、ため池が複数あるが、その周辺においても通常の抽水性のヨシ等の植物が生えているのみで、湿地性の植物はほとんど見かけられない。

【塚田委員】少し湿った地面のところなどには、この地域もヒメタイコウチが住んでいる可能性があると思うので、ベイトトラップやライトトラップというよりは単純にピットフォールのトラップを仕掛けてみると良い。その場合、長く放置すると死んでしまう。ヒメタイコウチは羽がなく、地表徘徊性の昆虫も羽がないものが多いため、なるべく早く回収すると良い。

また、昆虫類について、春季、夏季、秋季に各１回ずつ調査を行うということだが、１回とはどれぐらいのことか。例えば一晩なのか１日なのかお答えいただきたい。

【事 業 者】今回の調査範囲は、対象事業実施区域から 200m 以内という狭い範囲であり、樹林・草地といったものが成立している範囲も限られていることから、昆虫類の調査については、基本的には日中に２・３人の人間が１日で実施する計画を立てている。ベイトトラップ及びライトトラップについては一晩設置し、日中仕掛けて翌日回収する工程で、概ね２日間以内で調査を終了する計画を立てている。なお、ベイトトラップ及びライトトラップを設置するところは湿地ではなく、樹林の内部や牧草地の林縁部が多いことから、ヒメタイコウチがベイトトラップにかかる可能性は低いと考えて

いる。ただし、ため池周辺のヨシ等の抽水植物が生えている箇所については、十分に注意して調査を行いたい。

環境影響評価は事業の影響を確認するために行うものと考えており、今回の事業では、工事中に周りの湿地やため池へ排水が流入したり、供用後にプラントの排水や生活排水がこれらへ流入したりしないので、湿地や周辺のため池の調査は想定していない。1.4km 離れた前川については、工事中の排水が流れる可能性があるので、前川で水生生物の調査を行う計画になっている。

【塚田委員】ヒメタイコウチは水のところにいない。湿った地面にいるので、そういうところも狙って一晩トラップを置くとヒメタイコウチがいれば捕まるかと思う。

もう１点だが、予測の基本的な手法や評価の手法について、どのように理解すればよいのか。例えば、動物の予測の基本的な手法については、「重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた定性的予測」と記載されているが、もう少し具体的に教えていただきたい。

【事 業 者】予測の手法についてだが、いわゆるレッドデータブック等で選定されている重要な種及び重要な種が多くいるような注目すべき生息地の有無を調べた上で、その重要な種の生息環境がどの程度事業により改変されるのかを予測して評価を行う。

【塚田委員】つまり、生息場所が何パーセント改変されるかについて予測するということか。

【事 業 者】その通りである。

【塚田委員】昆虫であれば問題ないが、例えばオオタカなどは事情が異なると思われる。オオタカだと、生息地の何パーセントが壊れるから大丈夫というだけでなく、例えば、営巣木がどうなるかなどが大事になると思う。動物には昆虫も鳥もいるため、それぞれで予測の仕方を変えなければいけないと思うが、方法書にはざっくり二行でしか記載されていないため、詳しく記載した方がよいのではないか。

【事 業 者】猛禽類については、飛翔図などを基に高利用域をきちんと把握した上で、また、営巣木も把握した上で、予測評価していかなければならず、動物の種類によって書き方が変わる。方法書ではこのように記載したが、準備書の段階では、具体的な予測評価の手法を分かる形で整理したい。

【塚田委員】同じく評価についても、どのように、出来る限り定量的に評価したかということを、本来であれば方法書で書いていただきたいが、準備書、評価書で示していただきたい。

【廣岡委員】水質の pH の影響や水の濁りの影響について、どちらも水環境に対して大事な指標だと思うが、どちらも予測の基本的な手法が定性的な評価になっている。pH 変化も SS も、比較的簡単に精度高く定量的に予測できる項目であるため、定性評価ではなく、定量評価にしていただきたい。

【事 業 者】完全混合式などを使って、定量予測をさせていただく。

【中山会長】事業者の皆様へのお願いだが、例えば調べる対象をなぜそれに絞ったか、

それ以外をなぜ対象外にしたか、なぜこの調査を行うのかなどを方法書に加えていただければ、私どもも理解がしやすいので、できる限りそのようにしていただきたい。

・　傍聴人の退出後、議事を再開し、希少な動物の位置情報に関する審議を行った。
・　希少な動物の位置情報に関する質疑応答はなかった。
・　傍聴人の再入室を認めた後、議事を再開した。
・　尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について、尾張東部・尾三ごみ処理施設部会（別紙２）を設置し、その審査が付託された。

イ　環境影響評価指針の一部改正について
・　環境影響評価指針の一部改正について、別紙３のとおり諮問を受けた。
・　資料２について、事務局から説明があった。

＜質疑応答＞
【庄子委員】基本的に、より重要な事業に努力量を割くということは、環境影響評価の審査をする上で重要だと思う。また、既存のモニタリング結果等を積極的に活用するという考え方にも賛成である。
　指針の一部改正にあたり、配慮いただけるとよいと思うことが２点ある。
　１点目は、例えば動物は移動するし、分布や個体数も一定ではない。このため、前回の調査からどの程度の年数が経過しているか、また、どのように変化したのか、といった時間の概念が重要であるが、先ほど説明があった国の議論では、あまり入ってないように感じたため、配慮いただけるとよい。
　２点目は、環境影響評価に係る調査について、だんだん精度が向上していると思われるので、古いデータの検出率や調査精度について、しっかり評価すると良いと思う。
　それから、建替事業の要件のうち規模に関してお聞きしたい。同等の規模であれば、建替ととらえるとのことだが、例えば風力発電所のローター径やハブの高さなど、場合によっては環境負荷に大きく影響するような要素が大きく変わるものの、出力としてはあまり変わらないという場合、建替事業とみなすのか。
【事 務 局】国の技術検討会において検討が行われており、特に建替事例の多い発電事業について方向性が示されている。発電事業のうち、火力発電所、風力発電所及び地熱発電所について、それらにおける規模の比に係る要件は、出力比について火力で2.0程度、風力で1.1程度、地熱で1.3程度となっている。指摘のあったローター径やハブ高さ、煙突高さ等の要件は特に示されていない。
　既設工作物の設置区域と新設工作物の設置区域との距離や、既設工作物

と新設工作物との規模の比といった建替事業の要件は、環境審議会で議論いただくこととなっている。今、庄子委員からいただいたご意見のように、建替事業の要件に関して本審査会からもご意見があれば、それらも踏まえて、環境審議会で審議を行っていきたい。

【丸山委員】以前、国が、風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドラインをとりまとめていたと記憶している。そういったものを、何らかのタイミングで参考資料として共有いただけるとよい。

【事 務 局】今後の議論において、同ガイドラインを紹介しつつ進めていく。

（3）閉会

別紙１

８環活第２８８号
令和８年７月31日

愛知県環境影響評価審査会
会長　中山　惠子　様

愛知県知事　大　村　秀　章

尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について
（諮問）

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）第10条第４項の規定に基づき、貴審査会の環境の保全の見地からの意見を求めます。

担　当　環境局環境政策部環境活動推進課
環境影響・リスク対策グループ
電　話　052-954-6212(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)

別紙２

愛知県環境影響評価審査会
尾張東部・尾三ごみ処理施設部会構成員

委員名	所属等
阿部（あべ）　順子（じゅんこ）	椙山女学園大学生活科学部准教授
岡村（おかむら）　聖（きよし）	名古屋産業大学現代ビジネス学部教授
神谷（かみや）　浩二（こうじ）	岐阜大学工学部教授
北村（きたむら）　亘（わたる）	東京都市大学環境学部教授
○ 佐野（さの）　泰之（やすゆき）	愛知工業大学工学部教授
須山（すやま）　知香（ちか）	岐阜大学教育学部教授
内藤（ないとう）　久雄（ひさお）	金城学院大学生活環境学部教授
丸山（まるやま）　康司（やすし）	名古屋大学大学院環境学研究科教授
◎ 義家（よしいえ）　亮（りょう）	岐阜大学工学部教授

◎部会長　○部会長代理　　（敬称略、五十音順）

別紙３

８環活第３０６号
令和８年７月31日

愛知県環境影響評価審査会
会長　中山　惠子　様

愛知県知事　大　村　秀　章

環境影響評価指針の一部改正について（諮問）

愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号。以下「条例」という。）第４条第１項の規定に基づく環境影響評価指針（平成11年愛知県告示第445号）の一部改正にあたり、条例第４条第４項の規定に基づき、貴審査会の意見を求めます。

担当　環境局環境政策部環境活動推進課
環境影響・リスク対策グループ
電話　052-954-6211(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)

説　明

愛知県における環境影響評価制度は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）及び愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号。以下「条例」という。）の一体的な運用により形成されています。

こうした中、令和７年６月、既存工作物について、除却又はその使用を廃止し、同一又は近接区域に当該既存工作物と同種の工作物の新設を行う事業（以下「建替事業」という。）を対象とした環境影響評価手続を見直す環境影響評価法の一部を改正する法律（令和７年法律第73号）が公布されたことを受け、令和８年３月に条例を改正し、同様の規定を整備したところです。

改正条例の施行に当たっては、環境影響評価等が科学的知見に基づき適切に行われるための指針として策定した環境影響評価指針（平成 11 年愛知県告示第 445 号）に建替事業に係る計画段階環境配慮書の記載事項を定める必要があるため、貴審査会の意見を求めるものです。